

●香川県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年11月21日から同年12月11日まで一般の縦覧に供する。

令和5年11月21日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 長尾丸亀線（46号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市川西町北字土井ノ内 617番3地先から 丸亀市川西町北字土井ノ内 624番2地先まで	14.8~26.3	75	平成24年11月30日付け香川県告示第553号の一部 令和5年11月21日付け香川県告示第288号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和5年11月21日